

産後2週間健康診査受診費の助成を開始します

産後1週間から数か月以内に、2割の母親が産後うつになると言われています。本市では妊産婦健康診査の受診費助成（15回分）に加え、新たに産後2週間健康診査の受診費用の一部を助成します。

■内容 エジンバラ産後うつ質問票、問診、診察・体重測定、尿検査

※うつ質問票は産後の気分に関する10項目に回答してもらい産後うつの早期発見を行うもの。

■対象者 平成31年4月1日以降に出産したおむね産後2週間の産婦

■助成額 1回あたり5,000円を上限

■その他 母子手帳交付時にお渡しする受診票を持って医療機関で受診してください。

よい歯のコンクール参加者募集

県では、むし歯予防や歯と口の健康についての正しい知識を普及啓発するため、歯の健康が優れているお子さんや親子を表彰します。

■日時 5月7日(火)

受付 午後2時45分～3時

実施 午後3時～

■会場 きらら館

■内容 歯科診察

※当日は、3歳児健診対象のお

子さんの歯科診察終了後に審査を開始します。多少お待ちいただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

■応募条件

親と子のよい歯のコンクール

平成30年4月1日～31年3月31日までの間に3歳児健康診査を受け、虫歯がなく健康な幼児とその親(父母どちらでも参加可)

3歳児よい歯のコンクール

平成30年4月1日～31年3月31日までの間に3歳児健康診査

を受け、虫歯がなく健康な幼児

■表彰

審査のうえ、優秀な方に対して県が表彰します。

■応募方法

所定の申込書に記入し、4月19日(金)までに健康増進課へお申し込みください。(郵送可)

申込書の配布は健康増進課窓口で行っています。

■主催

栃木県・下野市・栃木県歯科医師会

産後ケアサービス

家族などからの十分な家事や育児などの援助が受けられない方や、育児に不安のある方などに、施設において母乳のケアや授乳指導・育児相談等が受けられるサービスです。

■対象者 次の条件に該当するお母さんとおおむね生後4か月までのお子さん

- ・市民であること
- ・体調不良や育児不安等がある人
- ・産後の経過に応じた休養や育児のサポートが受けられない人
- ・市が特に必要と認める方

※感染症にかかっている人や医療管理入院が必要な人は利用できません。詳しい利用施設はお問い合わせください。

■サービス内容と利用日数

	宿泊型	日帰り型
サービス内容	産科医療機関に宿泊、または通所し様々なケアを受ける ・お母さんのケア（乳房ケア、授乳指導、沐浴指導、保健指導など） ・赤ちゃんのケア（体重測定、沐浴、臍帯のケアなど） ・育児に関する相談など	
利用日数	原則6泊7日（宿泊・日帰り型併せて7日間）	

■自己負担額

	市民税課税世帯	市民税非課税世帯	生活保護世帯
宿泊型（1泊2日）	利用料金の2割負担	無料	無料
日帰り型	利用料金の1割負担		

※利用料金の負担額について、宿泊型（2割）の対象上限額は30,000円、日帰り型（1割）の対象上限額は10,000円となり、上限を超える料金についても自己負担となります。

(例) 宿泊型利用料金40,000円の場合 自己負担額(30,000円×0.2) + (40,000円 - 30,000円) = 16,000円